**大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人が**

参考資料２

**「学校法人寄附行為作成例」を参照する際の留意点について**

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ作成

令和元年１０月３０日版

大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人が、私立学校法改正に伴う寄附行為変更を行うに当たり、「学校法人寄附行為作成例」を参考にしていただく際には、下記事項についてご留意ください。

**○「学校法人寄附行為作成例」第22条について**

・大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人については、下記により置き換えて、ご参照ください。

　（理由）中期的な計画の作成については、大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象のため、「学校法人寄附行為作成例」第22条について、第2号を削除。

なお、府所轄法人については、中期的な計画の作成は法令上の義務ではないが、文部科学省所轄法人と同様に中期的な視座に立った学校法人の運営が重要であることから、中期的な計画を作成することが望ましいことを申し添える。

〔学校法人寄附行為作成例〕

|  |
| --- |
| （諮問事項）  第22条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。  一　予算及び事業計画  二　事業に関する中期的な計画  三～十一　（略） |

〔置換え後〕

|  |
| --- |
| （諮問事項）  第22条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。  一　予算及び事業計画  （二　削除）  二～十　（略） |

**○「学校法人寄附行為作成例」第33条について**

・大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人については、下記により置き換えて、ご参照ください。

　（理由）中期的な計画の作成については、大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象のため、「学校法人寄附行為作成例」第33条について、第2項を削除し、見出しを修正。

なお、府所轄法人については、中期的な計画の作成は法令上の義務ではないが、文部科学省所轄法人と同様に中期的な視座に立った学校法人の運営が重要であることから、中期的な計画を作成することが望ましいことを申し添える。

〔学校法人寄附行為作成例〕

|  |
| --- |
| （予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）  第33条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。  ２　この法人の事業に関する中期的な計画は、○年以上○年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 |

〔置換え後〕

|  |
| --- |
| （予算及び事業計画）  第33条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 |

**○「学校法人寄附行為作成例」第36条について**

・大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人については、下記により置き換えて、ご参照ください。

　（理由）都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準の閲覧については、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限り、その閲覧が法令上の義務となっているため、「学校法人寄附行為作成例」第36条について、第2項を修正。

なお、積極的な情報公開の観点から、利害関係人からの請求に限らず広く閲覧に供することが望ましいことを申し添える。

〔学校法人寄附行為作成例〕

|  |
| --- |
| （財産目録等の備付け及び閲覧）  第36条　この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。  ２　この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。  ３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。 |

〔置換え後〕

|  |
| --- |
| （財産目録等の備付け及び閲覧）  第36条　　（略）  ２　この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合（財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。  ３　　（略） |

**○「学校法人寄附行為作成例」第37条について**

・大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人については、下記により置き換えて、ご参照ください。

　（理由）情報の公表については、大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象のため、「学校法人寄附行為作成例」第37条について削除。

なお、府所轄法人については、情報の公表は法令上の義務ではないが、公益法人として社会に向けた説明責任を果たす観点から、それぞれの実情に応じて、積極的な情報公開を行うことが望ましいことを申し添える。

* なお、大阪府の経常費補助金の交付に当たり、財務情報等の非公表による減額措置（各学校の財務情報等をホームページで公表していない場合の減額措置）については、これまでどおり非公表の場合は減額となりますので、ご留意ください。

〔学校法人寄附行為作成例〕

|  |
| --- |
| （情報の公表）  第37条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。  一　寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容  二　監査報告書を作成したとき　当該監査報告書の内容  三　財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容  四　役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準 |

〔置換え後〕

|  |
| --- |
| 第37条　　（削除） |